

(証券コード 9265)
2020年8月7日

株 主 各 位

福岡市博多区下川端町2番1号
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役 山下 尚 登
執行役員 社長

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月27日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月28日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第3期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 資本準備金の額の減少およびその他資本剰余金への振替えの件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yhchd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yhchd.co.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席いただける株主様におかれましては、別紙「新型コロナウイルス対応に関するご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

〔添付書類〕

事業報告

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、消費税増税に伴う個人消費の縮小に加え、昨年末に発生した新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に影響を与えており、先行き不透明な状況が続いております。

医療業界におきましては、健康寿命の延伸に向け、医療・介護関連の各種施策が推進される中、本年4月に実施された診療報酬改定においては、医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進を重点課題とするほか、医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進等が提示されております。一方、新型コロナウイルスの感染拡大後は、医療従事者も感染リスクを負いながら診断・治療にあたる中、通常診療の抑制や外来患者数の減少等により、病院経営も非常に厳しい状況が続いております。

医療機器業界におきましては、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の統合・再編に伴う需要が拡大する一方、今回の診療報酬改定にて医療材料価格が0.02%の引き下げとなるなど、医療材料の価格下落が続いております。各企業は、医療機関の経営改善に資するサービスの提案力に加え、価格競争力やコスト削減による収益力の向上がより一層求められており、企業間の競争はますます激化しております。

このような状況の中、当社グループは、多様化する医療機関のニーズに応えるため、最新の知識・情報をいち早く提供できる営業体制を確立し、顧客の信頼を得ることにより、市場シェアの拡大を目指してまいりました。中核事業である医療機器販売業においては、高度医療機器や低侵襲治療機器等の主力商品分野における営業拡大に取り組むとともに、SPD (Supply Processing & Distribution) 事業の推進にも積極的に取り組んでまいりました。また、電子カルテシステムの拡販やクリニックの開設・移転・リニューアルをサポートする新規開業支援等、顧客ニーズを見据えた営業活動を実践し、医療機関との関係強化を図っております。

さらに、当期におきましては、新たな収益源の創出を目指し、外部企業との資本業務提携を行うなど、新規事業の開発に積極的に取り組んでまいりました。2019年11月には、地場新興企業と資本業務提携を行い、全国の医療機関および介護施設向けに新型輸液装置のレンタル事業を開始したほか、本年1月には、東日本電信電話株式会社と協業契約を締結し、新たな医療機関向けICTサービスを開始しております。また、2019年12月、医業経営に関する専門性の高いコンサルティング事業に特化した法人を設立し、医療機関の経営支援や病床転換・M&A・事業承継等の需要の高まりに対応するとともに、グループ間のシナジーを高めるべく、グループ事業会社4社体制をスタートさせました。

新型コロナウイルス感染拡大対策については、従業員の感染防止を図りつつ、取引先医療機関への医療資材の安定供給確保のため、M A L (Medical Active logistics) 事業部を中心とした物流体制の維持に万全を期して取り組んでおります。当期の業績面については、主として一般機器分野や低侵襲治療分野において、商談の遅延や購入計画の見直し等により売上が減少したほか、手術や検査・処置症例の減少により、I V E (内視鏡処置用医療材料)や整形消耗品等の消耗品類の売上が減少するなど、グループの各事業分野に影響が及んでおります。第4四半期(2020年3月～5月)の医療機器販売業の売上高は、低侵襲治療分野において前年同期比12.6%減、一般機器分野において同7.5%減、専門分野において同3.2%減、医療機器販売業合計で同2.6%減となっております。また、投資有価証券の一部について、今後の新型コロナウイルスによる影響の長期化を勘案し、投資有価証券評価損(特別損失)35百万円を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、第4四半期に新型コロナウイルスの影響による売上減少はあったものの、上記諸施策の効果や営業強化等により、646億58百万円(前年同期比5.1%増)となりました。利益面につきましては、新規事業における販売促進費や、感染症対策のための消耗品費等のコスト増加要因はあったものの、売上増加による売上総利益の増加により、営業利益は5億60百万円(前年同期比7.3%増)、経常利益は6億42百万円(前年同期比4.1%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4億59百万円(前年同期比218.3%増)となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は642億69百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

（一般機器分野）

MR I等の画像診断装置や超音波診断装置等の医療機器備品の売上増加により、107億64百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

（一般消耗品分野）

医療機器消耗品の売上増加により218億87百万円（前年同期比1.2%増）となりました。

（低侵襲治療分野）

内視鏡手術システム等のサージカル備品の売上減少により159億円（前年同期比4.9%減）となりました。

（専門分野）

眼科備品の売上減少により105億72百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

（情報・サービス分野）

新築建て替えに伴う医療ガス設備工事等の増加や医療IT機器の売上増加により51億43百万円（前年同期比135.1%増）となりました。

【医療機器製造・販売業】

主としてグループ開発製品である整形外科用インプラントを製造・販売しており、売上高は3億26百万円（前年同期比12.9%減）となりました。

【医療モール事業】

主として賃料収入により、売上高は71百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

（注） セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は55百万円であり、その主なものは、子会社における通信設備等の器具備品購入費用、および業務用システム等の開発・購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の医療業界におきましては、国民医療費が過去10年間に於いて年平均2.4%のペースで増加しており、また、2020年度診療報酬改定においても医療材料価格が一定程度のマイナス改定になるなど、今後も厳しい市場環境が継続するものと予測されます。また、少子高齢化社会の到来による社会保障関係費の増加が避けられない状況にあります。

各医療機関におきましては、「地域医療構想」の実現に向けて、公立・公的病院のみならず、民間病院をも含めた再編・統合に向けた議論が推進され、また新型コロナウイルス感染拡大を受けた第2次補正予算が成立したことにより、医療・福祉の提供体制の確保に向けた動きが活発化するものと予想されます。

当医療機器業界におきましては、これら医療機関のコスト意識の高まりに伴い、医療材料の販売価格引き下げ交渉や同一系列病院における価格の統一要請のほか、メーカーからの仕入れ価格の値上げ要請が行われるなど、ますます厳しい状況になることも予測されます。これらを背景に、各企業は、医療機関の経営改善や効率化に貢献しうる複合的なサービスの提供を求められる状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループは、「地域のヘルスケアに貢献する」という経営理念のもと、事業会社4社体制をスタートして2期目となる次期におきまして、継続的に収益が確保できる組織体制の確立・強化を目指し、グループ間の連携を強めることによりシナジー効果を高め、事業収益力の向上を図ってまいります。特に、「顧客のニーズや要望に応える」という基本に立ち返った営業活動の徹底や、生産性の更なる向上を図り、グループ全体での市場価値を高める取り組みを行ってまいります。

また、次に掲げる課題にグループ一丸となって全力で取り組み、更なる企業価値の向上を実現し、顧客はもちろんのこと株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

① 継続的な収益力の向上

2019年12月に医業経営に関する専門性の高いコンサルティング事業に特化した法人を設立し、グループ事業会社4社体制がスタートしました。今後、グループ企業それぞれの特性を活かした事業拡大を図るとともに、グループ企業間の相互連携を促進し、医業経営全般に渡る企画提案力を高め、市場競争力を強化することにより、収益力の向上を目指してまいります。

また、高度化する顧客ニーズと厳しさを増す経営環境に対応し、顧客満足の向上を図るといった営業の原点を意識した活動を実践し、事業基盤の強化を図ってまいります。

さらに、仕入先メーカーや協力企業各社との関係を強化し、商品提案力の向上を目指してまいります。

② 新規事業の推進による事業領域の拡大

外部企業と業務提携して進めている新型輸液装置のレンタルや、医療機関向けIC Tサービス、注射剤・監査支援システムなど、新規商材の取り扱いを始めております。いずれも将来の成長が期待できる商材であるため、早期に市場への浸透を図り、当社グループのサービスの多角化を図ってまいります。

また、今後当社グループの経営理念を実現するため、外部企業とのアライアンスを含め、新規事業分野への投資を積極的に行い、事業領域の拡大を図ってまいります。

③ 物流ネットワークの有効活用

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む医療機関をしっかりと支援するため、従業員の感染防止を図りつつ、中核子会社のM A L (Medical Active logistics) 事業部を中心に、感染が拡大する状況下においても物流体制を維持できるよう万全を期し、医療機関への医療資材の安定供給を確保してまいります。

また、当社グループの持つ物流ネットワークを有効的に活かし、物流の更なる効率化と顧客対応のスピードアップにより、物流面における競争力強化を図ってまいります。

④ 経営管理機能の強化

本年7月に本社を福岡市博多区に移転するに際し、中核子会社の営業本部の一部を佐賀県鳥栖市から同一ビル内に移転いたしました。今後は、中核子会社との連携を密にし、営業体制強化と業務効率を高めることにより、グループ経営管理機能を強化してまいります。

⑤ 人材育成・組織の活性化

当社グループでは、業務関連研修のほか、階層別研修、新任管理職研修、コンプライアンス研修等、多様な研修体系による従業員研修を実施しております。今後はさらに研修方法や内容の充実化を図り、人材育成に取り組んでまいります。また、従業員が健康的に働くことができる職場環境の整備に努め、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、全従業員の健康診断受診等、健康経営を積極的に実践し、組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第1期	第2期	第3期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	58,692	61,533	64,658
経常利益 (百万円)	449	617	642
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	220	144	459
1株当たり当期純利益 (円)	87.04	56.57	180.07
総 資 産 (百万円)	20,813	20,320	21,425
純 資 産 (百万円)	6,273	6,372	6,938

(注) 1. 当社は、第1期連結会計年度において株式移転により設立されたため、それ以前の財産および損益の状況については記載していません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年5月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山下医科器械株式会社	494,025千円	100%	医療機器の販売
株式会社イーピーメディック	35,000千円	100%	医療機器の輸入、製造、販売
株式会社トムス	10,000千円	100%	医療機器の販売
株式会社アシスト・メディコ	30,000千円	100%	医業経営コンサルティング

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山下医科器械株式会社
特定完全子会社の住所	長崎県佐世保市湊町3番13号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,722百万円
当社の総資産額	6,003百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売
	専門分野	整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売
	情報・サービス分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ、ITシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援
医療機器製造・販売業		整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社（福岡県福岡市）

(注) 当事業年度末日後、2020年7月26日付にて福岡市中央区から福岡市博多区に移転いたしました。

- ② 子会社の主要な事業所

【山下医科器械株式会社】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	佐世保本社（長崎県佐世保市）
支社・営業所	福岡支社（福岡県福岡市） 筑後支社（福岡県久留米市） 長崎支社（長崎県長崎市） 熊本支社（熊本県熊本市） 宮崎営業所（宮崎県宮崎市）	北九州支社（福岡県北九州市） 佐賀支社（佐賀県佐賀市） 佐世保支社（長崎県佐世保市） 大分支社（大分県大分市） 鹿児島支社（鹿児島県鹿児島市）
物流拠点	鳥栖物流センター（佐賀県鳥栖市） 鳥栖SPDセンター（佐賀県鳥栖市）	長崎物流センター（長崎県諫早市） 福岡SPDセンター（福岡県福岡市）
医療モール	東手城ヘルスケアモール（広島県福山市）	

(注) 福岡本社につきましては、当事業年度末日後、2020年7月26日付にて福岡市中央区から福岡市博多区に移転いたしました。

【株式会社イーピーメディック】

本社（福岡県福岡市）

【株式会社トムス】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	
営業所	福岡営業所（福岡県福岡市） 中国営業所（広島県広島市）	熊本営業所（熊本県熊本市） 鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）

【株式会社アシスト・メディコ】

本社（福岡県福岡市）

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
551名	1名減

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー221名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	1名増	45.0歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者）であります。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、山下医科器械株式会社における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株 (自己株式114株を含む)
- (3) 当期末株主数 3,899名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
山 下 尚 登	348,400	13.65
株 式 会 社 ミ ッ ク	272,952	10.69
山 下 弘 高	130,000	5.09
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	108,732	4.26
山 下 耕 一	93,900	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託 □)	60,800	2.38
株 式 会 社 親 和 銀 行	48,000	1.88
株 式 会 社 E P A R K	47,533	1.86
山 下 浩	43,000	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託 □5)	30,800	1.21

(注) 持株比率は自己株式 (114株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚 登	山下医科器械株式会社 代表取締役 執行役員 社長
取 締 役	北 野 幸 文	山下医科器械株式会社 取締役執行役員営業本部長
取締役 執行役員	伊 藤 秀 憲	山下医科器械株式会社 取締役執行役員管理本部長
取 締 役	嘉 村 厚	山下医科器械株式会社 取締役執行役員ソリューション事業推進部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 尾 正 剛	山下医科器械株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 閑 慎一郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 下 俊 夫	弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	斧 田 みどり	公認会計士・税理士（斧田みどり公認会計士事務所代表）

- (注) 1. 監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役松尾正剛氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、松尾正剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、当事業年度末日後、2020年6月23日付にて株式会社南陽の取締役（監査等委員）に就任しております。また、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、児玉みどり氏であります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役 執行役員 社長	山 下 尚 登	
取締役 執行役員	伊 藤 秀 憲	
執行役員	越 智 潤 一	経営企画室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く）	4名	57,750千円
取締役（監査等委員）	4名	23,610千円
合 計 （うち社外役員）	8名 (4名)	81,360千円 (23,610千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております。
2. 上記の他、取締役（監査等委員を除く）が子会社から受けた報酬につきましては、1,800千円（2名）であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	弁護士(山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	公認会計士・税理士(斧田みどり公認会計士事務所代表)

- (注) 1. 斧田みどり氏は、当事業年度末日後、2020年6月23日付にて株式会社南陽の取締役(監査等委員)に就任しております。
2. 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	松尾 正剛	当事業年度において開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	古閑 慎一郎	当事業年度において開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	当事業年度において開催された取締役会21回のうち18回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	当事業年度において開催された取締役会21回のうち15回に、また、監査等委員会13回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士および公認会計士事務所代表としての経歴を通じて培われた財務会計および企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行っております。

- (注) 斧田みどり氏につきましては、2019年8月28日付にて社外取締役(監査等委員)に就任しており、実質として就任以降開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,500千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,050千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導』を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
 - イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
 - エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① グループ管理体制

持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。

② コンプライアンス

当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

- ③ リスク管理体制
リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討の上、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。
中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。
- ④ 取締役の職務執行状況
取締役会を21回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。
- ⑤ 監査等委員会の職務執行状況
監査等委員会を13回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。
- ⑥ 内部監査・子会社管理
「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。
また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,071,211	流動負債	13,735,731
現金及び預金	3,012,563	支払手形及び買掛金	7,466,127
受取手形及び売掛金	10,148,615	電子記録債務	4,945,892
商品	2,727,404	未払法人税等	132,552
貯蔵品	25,921	賞与引当金	457,955
その他	173,746	その他	733,202
貸倒引当金	△17,039		
		固定負債	751,239
		退職給付に係る負債	483,383
		その他	267,855
		負債合計	14,486,970
固定資産	5,354,020	(純資産の部)	
有形固定資産	3,537,259	株主資本	6,410,970
建物及び構築物	1,815,004	資本金	494,025
土地	1,649,301	資本剰余金	627,796
その他	72,953	利益剰余金	5,289,333
無形固定資産	160,726	自己株式	△184
のれん	98,000	その他の包括利益累計額	527,291
その他	62,726	その他有価証券評価差額金	576,284
投資その他の資産	1,656,034	退職給付に係る調整累計額	△48,993
投資有価証券	999,001		
関係会社株式	58,958		
繰延税金資産	178,407		
その他	429,879		
貸倒引当金	△10,212		
		純資産合計	6,938,261
資産合計	21,425,232	負債及び純資産合計	21,425,232

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		64,658,509
売上原価		57,853,142
売上総利益		6,805,367
販売費及び一般管理費		6,244,841
営業利益		560,526
受取利息	196	
受仕配当金	6,496	
持分法による投資利益	30,339	
受取手の他料	16,216	
営業外費用	23,147	
支払利息	18,966	95,362
手損	2,452	
形害	4,889	
売補償	2,704	
の	3,038	13,085
経常利益		642,804
特別利益		
条件付対価受入	26,772	
投資有価証券売却	8,151	34,924
特別損失		
投資有価証券評価損	35,399	35,399
税金等調整前当期純利益		642,328
法人税、住民税及び事業税	238,504	
法人税等還付税額	△3,268	
法人税等調整額	△52,609	182,626
当期純利益		459,701
親会社株主に帰属する当期純利益		459,701

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	494,025	627,796	4,936,854	△120	6,058,556
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△107,223	—	△107,223
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	459,701	—	459,701
自己株式の取得	—	—	—	△64	△64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	352,478	△64	352,414
当期末残高	494,025	627,796	5,289,333	△184	6,410,970

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	400,715	△86,914	313,800	6,372,357
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△107,223
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	459,701
自己株式の取得	—	—	—	△64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	175,569	37,921	213,490	213,490
当期変動額合計	175,569	37,921	213,490	565,904
当期末残高	576,284	△48,993	527,291	6,938,261

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	222,634	流動負債	185,877
現金及び預金	152,025	関係会社短期借入金	110,000
未収入金	36,461	未払金	49,532
その他の	34,147	預り金	8,406
		賞与引当金	17,938
		固定負債	1,188
		資産除去債務	1,188
		負債合計	187,066
固定資産	5,780,525	(純資産の部)	
有形固定資産	5,422	株主資本	5,816,429
建物附属設備	4,016	資本金	494,025
器具及び備品	1,405	資本剰余金	5,169,812
無形固定資産	1,934	資本準備金	5,169,812
ソフトウェア	1,934	利益剰余金	152,768
投資その他の資産	5,773,168	その他利益剰余金	152,768
投資有価証券	20,564	繰越利益剰余金	152,768
関係会社株式	5,693,837	自己株式	△176
繰延税金資産	6,724	評価・換算差額等	△335
その他の	52,042	その他有価証券評価差額金	△335
		純資産合計	5,816,093
資産合計	6,003,159	負債及び純資産合計	6,003,159

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
経 営 管 理 料 収 入		360,852	
受 取 配 当 金 収 入		148,074	508,926
一 般 管 理 費			371,953
営 業 利 益			136,972
営 業 外 収 益			
そ の 他		198	198
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		274	
そ の 他		26	301
経 常 利 益			136,869
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損		35,399	35,399
税 引 前 当 期 純 利 益			101,469
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,412	
法 人 税 等 調 整 額		△472	939
当 期 純 利 益			100,529

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	494,025	5,169,812	5,169,812	159,461	159,461	△112	5,823,187
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△107,223	△107,223	—	△107,223
当期純利益	—	—	—	100,529	100,529	—	100,529
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△64	△64
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△6,693	△6,693	△64	△6,757
当期末残高	494,025	5,169,812	5,169,812	152,768	152,768	△176	5,816,429

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券差額金	
当期首残高	—	5,823,187
当期変動額		
剰余金の配当	—	△107,223
当期純利益	—	100,529
自己株式の取得	—	△64
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△335	△335
当期変動額合計	△335	△7,093
当期末残高	△335	5,816,093

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 圭輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月17日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松尾正剛 ㊟
 監査等委員 古閑慎一郎 ㊟
 監査等委員 山下俊夫 ㊟
 監査等委員 斧田みどり ㊟

(注) 監査等委員松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫及び斧田みどりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき54円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金54円
総額137,855,844円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年8月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。


なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	やました 山下 尚登	代表取締役 執行役員 社長	再任
2	きたの 北野 幸文	取締役	再任
3	いとう 伊藤 秀憲	取締役 執行役員	再任
4	かむら 嘉村 厚	取締役	再任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま した なお と 山下 尚 登 (1955年1月24日)</p> 	<p>1977年 4月 アロカ株式会社入社 1978年 7月 山下医科器械株式会社入社 1982年 5月 同社福岡営業所長 1988年 3月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役 1994年10月 同社代表取締役専務 1997年 6月 同社代表取締役社長 2006年 7月 同社代表取締役会長 2008年 7月 同社代表取締役社長 2009年 6月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 2011年 6月 同社代表取締役社長 2019年 6月 同社代表取締役 執行役員 社長 (現任) 2017年12月 当社代表取締役社長 2019年 6月 当社代表取締役 執行役員 社長 (現任)</p>	348,400株
<p>【選任の理由】 これまで、長年において代表取締役社長として当社グループを牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">きた の ゆき ふみ 北野 幸文 (1965年11月28日)</p> 	<p>1988年 4月 山下医科器械株式会社入社 2002年 5月 同社福岡支社長 2004年 5月 同社営業本部営業企画部長 2007年 5月 同社経営企画室長 2007年 8月 同社取締役経営企画室長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 長崎・福岡エリア本部長 2011年 6月 同社取締役営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 2011年 8月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 2012年 6月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 2015年 8月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 2015年 9月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 兼 営業管理部長 2016年 6月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 2016年 8月 同社取締役執行役員営業本部長 (現任) 2017年12月 当社取締役 (現任)</p>	3,800株
<p>【選任の理由】 これまで、取締役として当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">いとう ひでのり 伊藤 秀憲 (1956年8月2日)</p> 	<p>1979年 4月 株式会社親和銀行入行 1997年 6月 同行日野支店長 2005年 2月 同行東京支店長 兼 東京事務所長 2007年 3月 同行営業統括部長 2007年10月 同行執行役員福岡営業部長 2008年 3月 同行退職 2008年 4月 山下医科器械株式会社入社、管理部長 2008年 8月 同社取締役管理部長 2011年 6月 同社取締役管理本部長 2011年 8月 同社取締役執行役員管理本部長（現任） 2017年12月 当社取締役 2019年 6月 当社取締役 執行役員（現任）</p>	3,500株
<p>【選任の理由】 経営管理に関する豊富な経験と高い見識を有し、これまで、取締役として当社グループの経営管理機能の向上に貢献してきた実績を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">かむら あつし 嘉村 厚 (1961年7月25日)</p> 	<p>1985年 8月 山下医科器械株式会社入社 2001年 5月 同社鳥栖営業所長 2004年 5月 同社営業本部長 2004年 8月 同社取締役営業本部長 2006年 7月 同社常務取締役営業本部長 2007年 5月 同社常務取締役新規事業本部長 2007年 8月 同社取締役新規事業本部長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部長 2011年 6月 同社取締役事業開発部長 2011年 8月 同社執行役員事業開発部長 2014年 6月 同社執行役員ソリューション事業推進部長 2016年 8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推進部長 (現任) 2017年12月 当社取締役 (現任)</p>	5,600株
<p>【選任の理由】 これまで、取締役として当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 資本準備金の額の減少およびその他資本剰余金への振替えの件

(1) 資本準備金の額の減少の理由

将来の剰余金の配当、および今後の資本政策の機動性ならびに柔軟性の確保等を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金5,169,812,439円のうち1,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を4,169,812,439円といたします。

② 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年8月28日

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間
TEL 092-714-1111

交通

- 地下鉄七隈線 渡辺通駅より徒歩1分(2番出口)
- 地下鉄空港線 天神駅より徒歩15分
- 西鉄天神大牟田線 薬院駅より徒歩5分
- 西鉄バス 渡辺通一丁目停留所または柳橋停留所より徒歩1分

※受付開始は、午前9時を予定しております。

※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。